

【表紙】

【提出書類】 公開買付届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成31年3月13日

【届出者の氏名又は名称】 ビーエムアイ ホスピタリティ サービス リミテッド
(BMI Hospitality Services Limited)

【届出者の住所又は所在地】 中華人民共和国香港特別行政区 ワンチャイ ハーバーロード NOS. 6-8 シュイオン・センター 33階 ユニット3306-12
(UNIT3306-12, 33/F., SHUI ON CENTRE, NOS.6-8 HARBOUR ROAD, WANCHAI, Hong Kong)

【最寄りの連絡場所】 該当事項はありません。

【電話番号】 該当事項はありません。

【事務連絡者氏名】 該当事項はありません。

【代理人の氏名又は名称】 株式会社ランニング

【代理人の住所又は所在地】 大阪市都島区高倉町三丁目15番1号

【最寄りの連絡場所】 大阪市都島区高倉町三丁目15番1号

【電話番号】 06 - 6929 - 7277

【事務連絡者氏名】 代表取締役 星野 和也

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注1) 本書中の「公開買付者」とは、ビーエムアイ ホスピタリティ サービス リミテッドをいいます。

(注2) 本書中の「対象者」とは、株式会社ジェクシードをいいます。

(注3) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注4) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、別段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

(注5) 本書の提出に係る公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)は、日本の金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)で定められた手続及び情報開示基準に従い実施されるものです。

1 【公開買付届出書の訂正届出書の提出理由】

平成31年1月31日付で提出いたしました公開買付届出書(平成31年2月27日付けで提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。)の記載事項の一部に、公開買付期間の延長を含む訂正すべき事項が生じたので、これを訂正するため、法第27条の8第2項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を提出するものがあります。

2 【訂正事項】

公開買付届出書

第1 公開買付要項

3 買付け等の目的

(1) 本公開買付けの概要

4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数

(1) 買付け等の期間

届出当初の期間

10 決済の方法

(2) 決済の開始日

公開買付届出書の添付書類

3 【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

公開買付届出書

第1 【公開買付要項】

3 【買付け等の目的】

(1) 本公開買付けの概要

(訂正前)

(前略)

なお、公開買付者は、本公開買付けの実施について、事前に対象者との協議を行っていないため、対象者の賛同が得られない可能性があります。しかしながら、公開買付者は、本公開買付けの実施について対象者と事前に協議を行うことで、情報漏洩等により対象者株式の市場株価が高騰してしまう可能性があり、公開買付者において、直近の市場株価を元にした買付け等の価格の再設定が必要となることを懸念いたしました。このような事情から、公開買付者は、当該リスク要因が対象者の賛同を得られないことに起因するリスク、具体的には対象者と親密な対象者株主(対象者役員や対象者の取引先)から本公開買付けへの応募を見送られるリスクよりも大きいものと判断し、対象者との事前の協議を行わずに本公開買付けを開始することといたしました。

よって、公開買付者は、本書提出日現在、対象者が本公開買付けに賛同するかどうかは確認できておりませんが、本書提出後可能な限り早期に、対象者との間で真摯に協議をすることを想定しており、当該協議を通し、対象者の役員において、BMIグループのネットワーク及び経営コンサルティング業務のノウハウを対象者に提供することが、対象者の企業価値の向上につながることにご理解いただけるものと考えております。

(後略)

(訂正後)

(前略)

なお、公開買付者は、本公開買付けの実施について、事前に対象者との協議を行っていないため、対象者の賛同が得られない可能性がありました。しかしながら、公開買付者は、本公開買付けの実施について対象者と事前に協議を行うことで、情報漏洩等により対象者株式の市場株価が高騰してしまう可能性があり、公開買付者において、直近の市場株価を元にした買付け等の価格の再設定が必要となることを懸念いたしました。このような事情から、公開買付者は、当該リスク要因が対象者の賛同を得られないことに起因するリスク、具体的には対象者と親密な対象者株主(対象者役員や対象者の取引先)から本公開買付けへの応募を見送られるリスクよりも大きいものと判断し、対象者との事前の協議を行わずに本公開買付けを開始することといたしました。

よって、公開買付者は、本書提出日においては、対象者が本公開買付けに賛同するかどうかは確認できておりませんでしたが、本書提出後可能な限り早期に、対象者との間で真摯に協議をすることを想定しており、当該協議を通し、対象者の役員において、BMIグループのネットワーク及び経営コンサルティング業務のノウハウを対象者に提供することが、対象者の企業価値の向上につながることにご理解いただけるものと考えておりました。

その後、対象者は、平成31年2月13日に意見表明報告書、平成31年3月4日に意見表明報告書の訂正報告書を提出しましたが、平成31年3月12日時点において、本公開買付けに対する意見を留保しております。

公開買付者は、対象者の株主は、対象者による意見表明の内容も踏まえて本公開買付けへの応募を判断すると考えておりますが、届出当初の公開買付期間の末日である平成31年3月14日まででは、対象者の株主において十分な検討を行うために必要な期間を確保できないと判断したため、平成31年3月13日開催の取締役会において、公開買付期間を平成31年4月15日まで延長し、公開買付期間を合計51営業日とすることを決議いたしました。

(後略)

4 【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(1) 【買付け等の期間】

【届出当初の期間】

(訂正前)

買付け等の期間	平成31年 1 月31日(木曜日)から平成31年 3 月14日(木曜日)まで(30営業日)
公告日	平成31年 1 月31日(木曜日)
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/)

(訂正後)

買付け等の期間	平成31年 1 月31日(木曜日)から平成31年 4 月15日(月曜日)まで(51営業日)
公告日	平成31年 1 月31日(木曜日)
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/)

10 【決済の方法】

(2) 【決済の開始日】

(訂正前)

平成31年 3 月22日(金曜日)

(訂正後)

平成31年 4 月22日(月曜日)

公開買付届出書の添付書類

公開買付者は、本公開買付けについて買付条件等の変更を行ったため、平成31年 3 月13日に「公開買付条件等の変更の公告」の電子公告を行いました。当該「公開買付条件等の変更の公告」を公開買付開始公告の変更として本公開買付届出書の訂正届出書に添付いたします。なお、「公開買付条件等の変更の公告」を行った旨は、日本経済新聞に遅滞なく掲載する予定です。